

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社ティーバランス	東京都足立区綾瀬 3-21-13

2 指名停止措置期間

令和 7 年 1 0 月 6 日から令和 7 年 1 1 月 5 日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社ティーバランスは、東京都内の公共工事において、建設業法第 24 条の 8 第 1 項に規定する施工体制台帳及び同条第 4 項に規定する施工体系図に、事実と異なる監理技術者の氏名を記載し、発注者に提出し、発注者から指摘されるまで施工体制台帳等の変更を行わなかったため、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、東京都知事より監督処分（指示処分）を受けた。

5 指名停止措置理由

上記 4 は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 4 月 1 日付建設省営管第 124 号）別表第 2 第 13 号（建設業法違反行為）に該当すると認められる。

＜官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第 2 第 13 号

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 指定区域内*において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内